

市・都民税、所得税の申告はお早めに

市・都民税の申告と、所得税の確定申告の受け付けが始まります。
今号の6ページ「市・都民税、所得税の申告をする方へ」の記事も併せてご覧ください。

市・都民税の申告は市役所へ

☆詳しくは、市役所市民税係 ☎544-5111 (代表) へ。

市・都民税の申告が必要な方

右の図をご覧ください。申告が必要な方はお早めに申告してください。

申告に必要なもの

下の表をご覧ください。

相談と受け付け

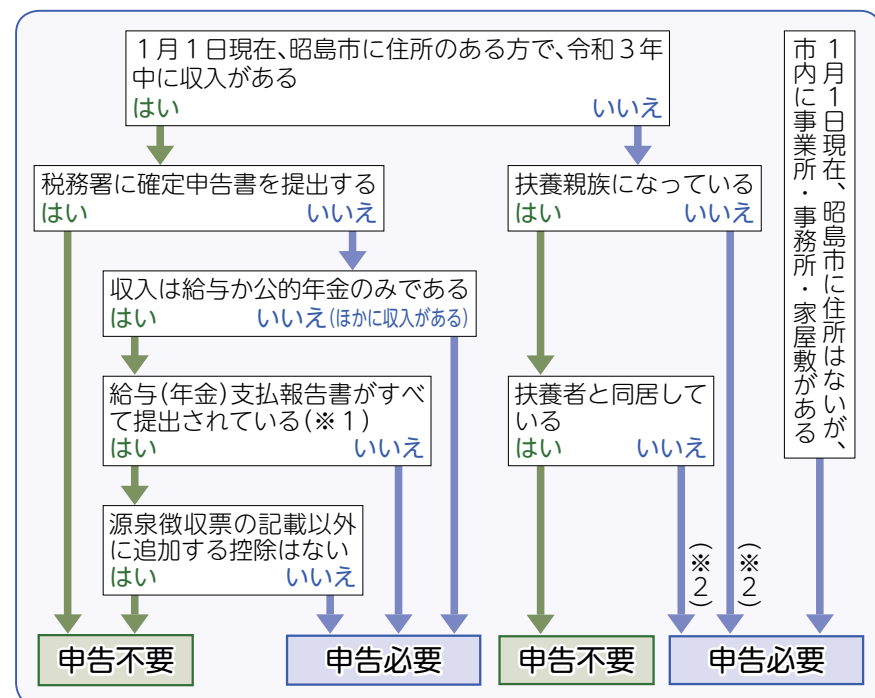
4ページ下の表をご覧ください。

郵送での提出にご協力を

密集を避けるため、申告書は郵送で提出していただきますようお願いいたします。

申告書と必要書類を同封し、3月15日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。受付印を押した申告受付票が必要な場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市・都民税の申告が必要な方



※1 給与支払報告書が提出されているかどうかは給与支払者に確認してください。
※2 非課税証明書の発行や国民健康保険などの資料にします。

市・都民税の申告に必要なもの

①市・都民税申告書	※前年度に市・都民税の申告書を提出した方などには、申告書を1月28日に発送します。届かない場合は市役所市民税係へ連絡してください。 ※申告書は、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館にあります。	
②昨年中の所得が分かる書類	給与・年金などの所得がある方	源泉徴収票
	給与・年金以外の所得がある方	収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など
③各種控除に関する書類	保険料控除を受ける方	社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)、個人年金、地震・生命保険料などの支払証明書または領収書
	雑損控除、寄附金税額控除を受ける方	領収書など
	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書、または、セルフメディケーション税制の明細書(併用不可) ※医療費の領収書では控除を受けることができません。
	障害者控除を受ける方	障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など)
	配偶者特別控除を受ける方	配偶者の昨年中の所得が分かる書類

所得とは、収入から必要経費を差し引いた額です。
サラリーマンなどの給与所得者は、必要経費の特定が難しいため、収入に応じて定められた必要経費を用いて所得を算定します。



昭島市公式キャラクター ちかっぱー

所得税の申告は立川税務署へ

☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181 へ。

スマートフォンやパソコンを利用して、ぜひ
オンラインで申告を!



所得税の申告が必要な方

- * 給与の支払いを1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
- * 給与の支払いを2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与などの収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える
- * 給与収入額が2000万円を超える
- * 令和3年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除などの額を超える など
- * 収入が公的年金等のみで、その金額が400万円以下の方は、申告の必要はありません。

所得税が還付されます

- 確定申告をする必要のない給与所得者などでも、次に該当する方は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。還付に必要な証明書などを添付して申告してください。
- * 3年の途中で退職し、その後就職せず、年末調整を受けなかった
- * 3年中の雑損・医療費・寄附金についての控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる

オンラインでの申告書作成・送信が便利です

国税庁のホームページ内の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動

計算により、申告書などを作成できます。

申告書は印刷して税務署へ提出できるほか、マイナンバーカード、スマートフォン(ICカードリーダーでも可)をお持ちの方は、オンラインで送信することもできます。

申告書は郵送でも受け付けます

申告書と必要書類を同封し、3月15日(消印有効)までに〒190-8565 立川税務署へ郵送してください。申告書の「控」が必要な場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

窓口での受け付けと相談

下の表をご覧ください。

相談と受け付け

期間の始めと終わり、月曜日は特に混雑します。また、駐車場が混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。
マイナンバーが記載された申告書などを提出する場合は、マイナンバーカード(通知カードと顔写真付きの身分証明書でも可)の提示、または、写しの提出が必要です。

申告・相談	日 時	場 所
市・都民税申告の相談と受け付け	2月16日(水)～3月15日(火)の平日	午前9時～午後5時
	夜 間	3月3日(木)・4日(金)
	休 日	午後5時30分～7時30分
	出 張	3月5日(土)・6日(日)
		午前9時～午後4時
所得税の確定申告書作成会場	2月22日(火)	午前9時～午後4時
		2月24日(木)
		午前9時～午後4時
		2月25日(金)
	2月20日(日)・27日(日)	午前9時～午後4時
税理士による無料申告相談	感染予防のため、税務署から案内状が送付された方のみを対象に実施	

* 申告書の提出＝午前8時30分～午後5時
* 相談＝午前9時～午後4時(受け付けは午前8時30分から)
※入場整理券を事前に国税庁公式LINEアカウントで発行するほか、当日受け付け時に配布します。
※混雑時には、早めに締め切ることがあります。